

200 年 月 日
大学非常勤講師組合に加盟します 大学非常勤講師組合の賛助会員になります (は選択チェック) 組合費は5000円/年(本人の総年収が150万円未満の方は2000円/年) 賛助会費は1口1000円/年(3口以上のご協力をお願いします)
フリガナ 氏名
〒 住所
電話番号
FAX 番号
e-mail
専門分野
担当科目
勤務大学
専任教 (専任教員の方のみ)
組合にご要望・ご意見があればご自由にお書きください。

教育研究学習会のご案内

昨今の学生の どなたでも参加できます

憲法意識・権利意識

日程

2007年2月10日(土)

場所 追ってHPにて告知します

非常勤講師組合では、授業・講義のスキルアップや組合運動の前進のために、各種学習会・研究会を開催する予定です。ぜひ組合員・読者のみなさんが積極的にご参加されるとともに、それぞれが使用されている教材や体験談などを交流できればと考えています。

編集雑感

とうとう大学にも冬の時代がやってきたようです。学生数減にともなうクラス数減、そして非常勤講師の雇い止め、減コマが起こってきています。しかし、クラスが減るのだから、雇い止めになるのは仕方ない、授業がなくなるのは仕方ない、とあきらめるのはまだ早いです。大学は、クラスの減らし方(減コマ)をすべての非常勤講師にたいして「公平」に行わなければなりません。また、本務校をもっている非常勤のかたと、非常勤だけで生計を立てている専業非常勤のかたとを同等に扱うのではなくて、後者の専業非常勤のかたにより配慮したカリキュラム編成がなされるべきです。

自分だけ多く減らされているのではないかと、納得できないと感じられたかたは、組合にご相談ください。組合から大学に調査を申し入れ、カリキュラム編成の方法、基準を尋ねます。すぐさま大学に団体交渉を申し込むわけではありません。少しでも担当授業変更疑問を感じましたら、まず組合にご相談を。

組合ニュース

東海圏大学非常勤講師組合 2007.1.5., No.001.

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
名古屋立大学菊地夏野研究室気付
TEL/FAX 052-794-3956(牛田)
E-mail: toukaihiyoukin@yahoo.co.jp
郵便振替口座 12160 - 98511311
東海圏大学非常勤講師組合あて

突然の雇い止め

迅速な抗議でスピード解決

非常勤講師組合
さい先よいスタート

来年度の持ちゴマをどうするのかの意向が、大学側から問い合わせられる季節になっています。それにともなって、「専任の先生で対応するので、来年度は来なくていい」という雇い止めの申し入れも、各地で発生しているようです。

実はこの間、名古屋市内の大学で雇い止め事件が発生し、組合に相談が寄せられました。

Aさんは、この大学で過去3年間にわたって後期1コマを担当していたところ、11月段階で来年度の希望時間帯調査用紙が手渡され、月末までの提出を依頼されていました。ところがこの提出締切期日直前になって、「専任で担当可能のため来年度の受け持ちはなし」という突然の連絡を受けました。この人は、控室に配布されていたビラで組合のことを知り、「こういう場合、何か先方と交渉の余地はあるものではないか」という相談を寄せてきました。

組合はさっそく、回復できる可能性が高いこと、本人の申し入れで解決する場合もあることから、

(1) まず相手方担当者に、「授業がなくなると非常に困るので、どうしても1コマを回復してほしい」と早急に交渉してみることを、

(2) その交渉でやはりだめだということになった場合、あるいは、担当が出てこないなどで話も聞いてもらえない場合には、労働基準法22条2項に基づく「解雇理由証明書」の交付を請求

すること、その際に、「組合をとおして交渉するかもしれない」とほのめかすこと、(3) 時間が遅くなるほど、変更するのが難しくなるので、早急な対応が必要であること、という3点をアドバイスしました。

ご本人は早速、大学側の担当者あてに抗議文を郵送し、さらにその直近の講義の日に、非常勤講師組合のメンバーとともに大学に行き、事務室で担当者への面会を求めました。

担当者はこのとき会議中とのことで面会できませんでしたが、その後講義のあと、しばらく待機していたところ、担当者が出てきて、非礼を詫びるとともに、来年度については継続的に担当していただくことになったという結論を伝えられたそうです。

雇い止めには迅速な対応が肝要なこと、大学側は穏便な解決を望んでいることから、「一歩も引き下がらない」決意に裏打ちされた毅然とした対応が有意味であること、とくに労働組合の関与をほのめかした場合は、大学側は法的責任を考えて、より慎重になることが明らかに示されたこと、などが、今回の教訓といえそうです。

同様の事態は、この時期に各地で発生していると思われます。何かあったら組合までご一報を。

ついに姿を現しました

私たちの組合は、去る10月15日、名古屋市教育館で開催された結成総会で、その産声を上げました。今後、劣悪な労働条件のもとで放置された大学非常勤講師の待遇改善と地位向上のためのとりくみに全力をあげていきます。

以下に、組合員である松岡かおるさんの思いを掲載します。

あたらしいことのはじまり

松岡 かおる

東海圏大学非常勤講師組合が発足しました。2006年10月15日日曜日午後3時、名古屋市栄の教育館で行われた設立総会には、意気盛んな参加者が胸中になみなみならぬ闘志を秘めて集まりました。ゆくゆくは首都圏、関西圏の組合に優るとも劣らない立派な組織にすべく、それぞれの際立った個性を武器により組合を作るという一点に心を集中しております。

私はといえば組合に入ってからわずか2ヶ月ですが、仲間の厳しくも暖かい指導の下、すでにやる気満々の状態です。2ヶ月前おずおずと参加の手を挙げ、「組合ってどんなところだろう」「仲間が話している言語がわからない」「あんまり重要な仕事が回ってきたらどうしよう」などへっぴり腰で考えていた自分がうそのようです。わからないことを恥ずかしいと思わずに聞ける雰囲気、幼稚な質問に親切に答えてくれる仲間、話し合いの主

題から外れた話の中に見えるひとりひとりの人の知性、社会問題に真剣に向き合う真摯な生き方、それらすべてが私にとってはきらきらと輝いて見える宝石のような存在です。

話し合いの後ではよく飲みに行きます。そこでの情報交換はまた、かけがえのない大切な時間です。おのおのの授業での失敗談、成功談、得意なこと、苦手なこと、酒飲みを下戸、不安や体調のことまで、不必要な羞恥心や気負いなく話せる仲間です。まだ加入して西も東もわからなかったころ、仲間のひとりの「まずは組合は、焼き肉やバーベキューの仲間と思うので良い」という言葉には思わず膝を打ちました。まずは楽しく集まる、なによりもそのことが大事だとおもいます。そうして目には見えないところで育んだ友情が、仲間のだれかが社会から理不尽な差別を受けた時、即座に一丸となってそのひとを救いに駆けつける強い

力になるのは間違いありません。ひとりを救うことでみんなが救われる、組合のための組合でなくひとりひとりのための組合を築いていこうと静かに、しかし熱く思いを寄せ合っています。

新しい組合員をたくさん集めて多彩な活動を広げていくために、教え方をテーマにした勉強会を企画します。名前の通った立派な人をよんで教えを請うのではなく、組合員のひとりひとりが経験の深い人も浅い人も差別なく情報交換をしたり、ささやかな自慢話をしたり、興味津々なことを臆面もなく聞いたりする事由闊達な会を立ちあげてその自由さをいつまでもなくさない雰囲気を持続させたいとみんなが思っています。

社会から大いなる差別を現実身に受けた人の体験談も聞き、おのれの身をそこに置いてみる、そういう想像力も大切だと考えています。そのことで得るものは社会の差別に立ち向かう勇気と、いざとなれば親身になってくれる友情を信じる力です。ひとりひとりの心の中には新しい仲間と、どんどん力強く根を張っていく友情を礎にして、新しい組合を築いていく楽しみが満ち溢れています。

新しいことが始まるということは何とわくわくすることでしょう。その場に遭遇したことは名誉であり幸運だとおもっています。

安すぎる！ 東海圏

大学非常勤講師の賃金

東海私大教連資料より。全国的にも異様に低いのがわかります。

東海圏		
中京大学	24800	26300
	大卒8年以上	大卒18年以上
名城大学	23900	25900
	大卒9年以上 16年未満	大卒16年以上
愛知大学	24500	26000
	大卒8年以上 18年未満	大卒18年以上
35歳(大卒13年)～40歳(大卒18年)をモデル		
	講師	助教授
愛知工業大学	23500	24500
大同大学	23500	25500
中京女子大学	24000	26000
愛知学院大学	25800	26800
名古屋学院大学	26900	28800
愛知淑徳大学	29700	32900
国立大学法人		
名古屋大学	30000	ランクなし1本化
関西圏		
関西大学	28400	ランクなし1本化
龍谷大学	27400	0ランク、教育歴 10年未満
同志社大学	27400	A+、A、B、C+、C の真ん中のB 勤続5年以上15 年未満
立命館大学	26200	
東京		
明治大学	30200	最低額で
法政大学	29200	最低額で
早稲田大学	29700	最低額で
日本大学	29000	最低額で

非常勤講師にも有期雇用法理が適用されます

名古屋短期大学事件判決に学ぶ

11月11日に開催された執行委員会では、非常勤講師の労働契約期間について学習会を開催しました。

まず最初に、名古屋短期大学で実際に解雇され、その撤回の裁判闘争の原告からその経過が説明されました。その後、この裁判例(名古屋高裁判決2003年12月26日)は、「本件労働契約は更新が19回も繰り返されて20年近くも存続してきており、本件保育科の他の音楽の

非常勤講師の多くも同様に長期間にわたって雇用が存続されていること」などの特徴から、有期雇用の反復更新が期間の定めのない労働契約として読むことが認められた東芝柳町工場事件(最高裁第1小法廷判決1974年7月22日最高裁判所民事判例集28巻5号927頁)の考え方を引用して、「授業内容の点では、非常勤講師と委嘱期間の定めのない専任教員との間に特段の差異がないことからすれば、本件労働契約

の雇止めの効力を判断するのに解雇に関する法理を類推すべき素地が全くないというわけではない」としつつ、「期間の定めのない契約と実質的に異なる状態が存在していたものとまではいえないにしても、その労働契約に労働者がある程度の継続を期待することに合理性が認められる場合には、期間満了によって当然に終了するものとはせず、雇止めには相応の理由を要するものとするのが相当である」と判断され



たことが紹介されました。

さらに、この名古屋高裁の判決は、結論として裁判所は、別の理由で解雇を合理的であると追認しているものの、上記の判事事項は、今後の非常勤講師組合の運動の武器としておおいに利用可能であることが強調されました。